

令和5年度住まいの問題を解決する家守り（やもり）プロジェクト業務委託に係る
御質問と回答

No.	質 問	回 答
1	<p>土地・建物活用セミナー等のイベント開催については、受託者の業務として、外部講師・参加者手配、周知・広報、会場手配・設営、資料（参加者アンケートを含む）作成・印刷・配布、アンケートの回収・取りまとめ、会議録の作成及び必要な情報収集を含む一切の業務と明示されているところではありませんが、例えば、会場手配及び開催周知は県または町で行う（県有施設または町有施設の活用、県または町広報誌の活用）等の役割分担をご検討いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>御質問にあるように、例えば会場手配先で県有施設等の活用を想定される場合は、当該想定で経費を積算いただいで構いません。 なお、業務委託仕様書「7 その他」の③に記載のとおり、事業の実施に当たっては、県及び与論町と十分に連携を取りながら協議・調整を進めることになります。</p>
2	<p>業務委託仕様書、5業務概要（3）NPO法人つるおかランド・バンクの視察及び勉強会の開催について、既に県とNPO法人つるおかランド・バンクの間で実施のコンセンサスが得られていると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>当事業の概要説明及び視察等の対応依頼は県から行いますが、相手方法人との具体的な調整は委託事業者において行っていただきます。</p>
3	<p>業務委託仕様書、5業務概要（3）NPO法人つるおかランド・バンクの視察及び勉強会の開催①NPO法人つるおかランド・バンクの視察について、現地（鶴岡市）での移動はレンタカーを考えています。県職員分の費用はレンタカーのみ含むとしてよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
4	<p>業務委託仕様書、5業務概要（1）シェアハウス型企業寮に関する情報収集・取りまとめ・報告④その他では、結果のとりまとめ及び県への報告時期として令和6年2月中と記載されている一方、6事業報告（3）成果物では、委託業務終了届提出時（令和6年3月15日期限）に「ア 事業報告書」、「イ シェアハウス型企業寮に関する情報収集結果」、「情報発信（ホームページへの情報掲載等）データ」を提出するよう記載されています。 「シェアハウス型企業寮に関する情報収集結果」の報告時期は、「令和6年2月中」と「令和6年3月15日期限」のどちらでしょうか。</p>	<p>シェアハウス型企業寮に関する委託事業者からの報告は令和6年2月中を想定しています。 なお、最終的な成果物の提出については、令和6年3月15日を期限とします。</p>
5	<p>業務委託仕様書、6事業報告（3）成果物 ウに記載の「情報発信（ホームページへの掲載情報等データ）」とは、htmlファイルをお考えですか。 htmlファイルの場合、頁数の想定と作成ソフトの指定やシステム上の配慮事項等がありましたら、ご教示ください。</p>	<p>情報発信データについては、ホームページ等へ情報を掲載した際の画面ハードコピー（PDF）を御提出ください。 また、セミナー等を開催するに当たり、チラシ等を作成された場合は、当該チラシのPDFデータを御提出ください。</p>